省　令

○環境省令第六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四条第一項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十四日

環境大臣　山口　壮

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出） **第二十三条**　（略） ２　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面	（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出） **第二十三条**　（略） ２　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

○環境省令第七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第三項第一号並びに第二十三条第一項ただし書及び第三項の規定に基づき、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十四日

環境大臣　山口　壮

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（汚染土壌処理業の許可の基準） **第四条**　法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　汚染土壌処理施設に関する基準 イ～チ　（略） リ　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。 (1)　排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（以下「排出水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備 (イ)・(ロ)　（略） (2)　（略）	（汚染土壌処理業の許可の基準） **第四条**　法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　汚染土壌処理施設に関する基準 イ～チ　（略） リ　浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。 (1)　排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（次条第十八号イにおいて「排出水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備 (イ)・(ロ)　（略） (2)　（略）